



みんなのまちづくり

「市民が主役のまちづくり」をテーマに、市が取り組もうとしている施策とその背景、市民のみなさんと市役所の間を遠ざけているものの一つである難解な行政用語などをわかりやすく解説するコーナーです。

②「協働のまちづくり」と「自治基本条例」②

地方分権の推進

これまで、市が提供してきた市民サービスは、国や県の指示のもとで行われるものが多く、市はどちらかという、国や県の下請け的な役割を果たしてきました。しかし、こうした「国→県→市」という縦のつながりの強い画一的な行政のあり方では、多様化する地域の問題に対処することは難しくなってきたため、国は、「地方のことは、地方で決める」という地方分権の推進を図ることにしました。

自主・自立の市政運営と市民参加

地方分権の推進により、市は国や県と対等な立場で、自主的・自立的な市政運営を行い、市民は行政と協働

して地域の問題を解決して行くことが求められるようになりました。そこで、「市民の市政参加の権利」やそのための「行政の責務」を明確にし、地域の特性をふまえた住民参加による市政運営の指針づくりの必要性が唱えられるようになったのです。

自治基本条例へ

このように、(前号で紹介した)新たな公共サービスの担い手としての「市民活動の高まり」と「地方分権の推進」を背景に、「協働のまちづくり」の基本ルールである「自治基本条例」が求められているのです。

地方分権とは？

行政用語メモ

国は、地方に対する国の関与をなくし、「地方の自己決定・自己責任」、「国と地方は対等協力関係」を原則として、国の権限を地方に移す地方分権改革を進めています。



このコーナーは行政改革課 ☎ 82-1135 が担当します



ボランティア通信 ⑤

山陽小野田市で活動されているNPO・ボランティア団体等を紹介するコーナーです。

NPO法人「野鳥やまぐち」

自然環境の保全が重要視され、野鳥や自然に対する関心が高まっている今日、野鳥や植物の基礎的調査や自然体験活動、環境教育の企画・運営が重要になっています。このような中で、多くの人に自然に関心を持ってもらおうと、野鳥や自然保護に関する各種行事を行い、子どもの自然への関心、ひいては健全育成のお手伝いできればと、NPO法人「野鳥やまぐち」を昨年7月に発足させました。市内だけでなく広く県内で活動し、社会教育・学校教育の場への指導者の派遣、更には山口県立きらら浜自然観察公園の管理・運営などを行なっているところです。

また日本野鳥の会山口県支部とも連携しながら、野鳥を通して人と自然のふれあいの場を少しでも多くの人にもってもらうために、バードウォッチングや野鳥の調査も行っています。参加は自由です。多くの方々のご参加をお待ちしています。



▲バードウォッチングのようす

バードウォッチングの予定

▶「冬の水鳥を訪ねて」

- とき 1月8日(祝) 9:30～11:00(雨天中止)
- ところ サンパーク前遊水池
- 集合場所および時刻
東沖緑地公園時計塔駐車場 9:30

▶「山陽小野田市梶地区の冬鳥を訪ねて」

- とき 2月25日(日) 9:30～11:00(雨天中止)
- ところ 厚狭川河口
- 集合場所および時刻
厚陽公民館前 9:30

■問い合わせ先 「野鳥やまぐち」事務局(笹尾克之方)
(☎ 72-2766)